

第1章 計画策定の背景及び目的

1. 計画策定の背景

(1) 子ども・子育てを取り巻く環境

我が国の少子化は今なお進行し続けており、合計特殊出生率は平成 29 年では 1.43、平成 30 年では 1.42 と減少傾向が続いています。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況も変化し続けています。

こうした中、結婚や出産・子育てに関する希望が叶う社会の実現に向けて、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが一層求められています。

また、子どもが家庭の経済状況を原因として学力や進学、就業などに影響を受けることで、結果として貧困が世代間で連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことも求められています。

(2) 国の取組み

国は、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て 3 法（注 1）に基づき、幼児教育・保育、地域の子育て支援事業が総合的に推進されるよう、子ども・子育て支援に関する新たな制度を平成 27 年 4 月から施行しました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが求められています。

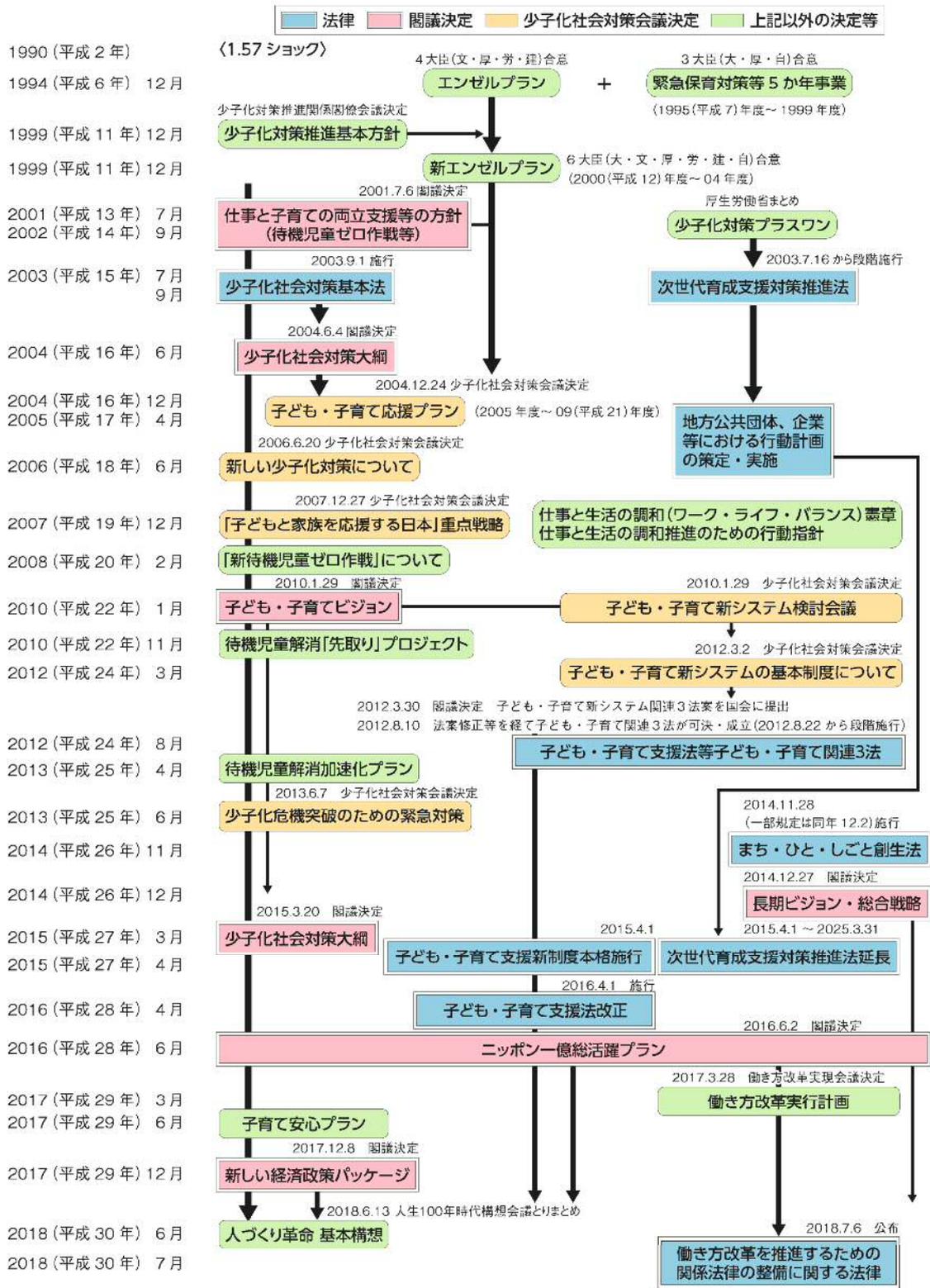
また、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策の取組を掲げています。

更に、平成 29 年 6 月には、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから「子育て安心プラン」を公表しました。その中で、令和 4 年度末までに約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしましたが、平成 29 年 12 月には「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、目標年度を前倒し令和 2 年度末までに整備することとしています。

なお、この「新しい経済政策パッケージ」では、「人づくり革命」として、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを盛り込み、少子高齢化に立ち向かうこととされています。

（注 1）「子ども・子育て支援法」《資料編：資料 11(91ページ)参照》、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

国のこれまでの取組み



資料：内閣府資料

(3) 本市における計画策定

「第2期半田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）は、こうした新たな国の政策のもと、第1期計画の進捗状況を踏まえる中で、子どもや子育て家庭を取り巻く現状を反映させ策定するものです。

第1期計画と同様に国の計画策定の趣旨に則り、本市における今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の方策を示すとともに、更に、本市の子どもに関する施策全体の方向性を示し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための計画としています。

2. 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制の確保の方策、実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画の推進

本計画は、子ども・子育て支援法等により教育・保育の給付や地域子ども・子育て支援事業を中心に、支援の実施、推進内容を体系的に示すこととしますが、関連性の強い次世代育成支援対策推進法《資料編：資料11(94ページ)参照》の市町村行動計画として位置づけられる下記の内容をあわせて推進するものとし、一体的な計画として策定します。

① 子育て支援のネットワークづくり

市内には、子育て支援センターやこども園の子育て支援室、児童センター・児童館など公的な子育て支援拠点に加えて、NPOやボランティアの方々が行う民間の子育てサロンなど、子育て支援の活動が様々な形で広がりを見せるようになっていきます。

一方で、地域の関係団体等が横のつながりをもつ機会や場面が多くない中で、地域の子どもや子育て家庭を共に支えていく必要性が高まっています。

そのため、公的な支援拠点が中心となって、地域の関係団体等のネットワークを構築し、情報共有や意見交換を行う中で、連携し相互に補完しあいながら、地域の子育て支援環境の充実に取組んでいく体制を整える必要があります。

② 児童の健全育成

地域において児童が自由に遊ぶことができ、地域住民との交流活動や様々な体験活動等を行うことができる安全、安心な居場所の確保や拡充のニーズは近年高まっています。

そうした中で、児童センター・児童館や、全小学校で開催されている放課後子ども教室など、地域住民が地域の子育て支援に直接携わる場所の充実は、地域の中で子どもが健やかに育っていくうえで一層重要になってくると考えられます。

遊びを通じて子どもの発達を促すとともに、問題の発生予防や早期発見につなげられる子どもの見守り場所、また、地域ぐるみで子育て家庭への支援を進める場所として、児童センター等の有効活用や活動内容の充実が求められています。

③母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

妊娠・出産・育児期における母子保健対策を充実させるとともに、各種事業や関連機関との連携体制の強化を図ることにより、妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築を目指すことが求められています。

安心で安全な出産への支援、乳児及び幼児等の健康の確保や増進を図るための健診についても、関係機関との更なる連携を図り、受診率向上を目標に取り組んでいきます。

※母子保健法《資料編：資料 11(95 ページ)参照》に基づく施策については、資料編資料 4(80 ページ)を参照

④子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手となる子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、幼児教育の充実、信頼される学校づくり、豊かな心の育成、確かな学力の向上などが求められています。

こうした中、「学校教育HANDAプラン」《資料編：資料 5-1(81 ページ)参照》を策定するとともに、「人生をよりよく生きていくために必要な力を育む」キャリア教育の推進や地域住民の参画による学校運営協議会の設置など、教育環境の整備を進めます。

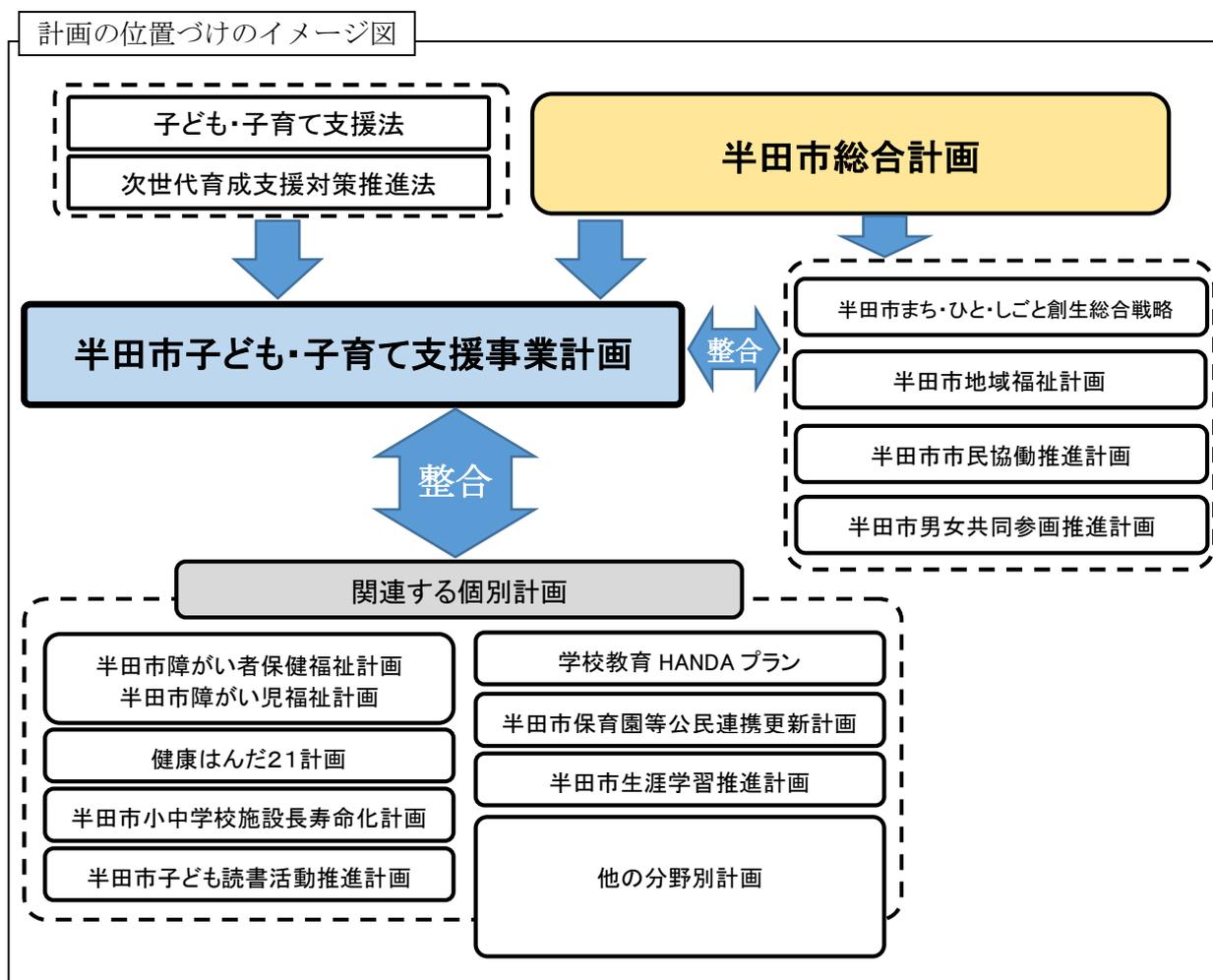
(3) 他の関連計画との整合性と計画推進

本計画は、策定時点においては本市の長期的展望に立ったまちづくりの目標とそれを実現するための施策を示す「第 6 次半田市総合計画」を最上位計画とし、「子育てと暮らしを地域で支え合うまちづくり」を目指す基幹的な計画と位置付けます。ただし、令和 3 年度からは「第 7 次半田市総合計画」を最上位計画とし、子どものための質の高い教育・保育の安定的な提供、地域子ども・子育て支援事業の実施、その他子ども・子育て支援に係る施策の充実を計画の基軸として、施策の展開を図ります。

更に、「半田市地域福祉計画」や「健康はんだ 2 1 計画」等の福祉分野の計画を始め、「学校教育HANDAプラン」等の関連計画と整合を保ちながら、施策を総合的に推進します。

また、本市では、少子高齢化の進展など社会情勢の変化による人口減少への対応や地域経済を活性化するため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき「半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」《資料編：資料 7(86 ページ)参照》を策定しています。この戦略では、「若い世代に選ばれるまち」をつくることを標榜しており、本市の特色や地域資源を活かし、将来にわたって「住みたいまち」「訪れたいまち」とされるための施策の展開が求められています。そのため、合計特殊出生率の向上などの少子化対策や、保護者の

就労支援といった視点からの施策の実施が従来にも増して求められており、本計画においても整合を図りつつ、計画を策定しています。



3. 計画の対象

計画の対象は、生まれる前から概ね18歳までの子どもとその家庭とします。

なお、様々な子育て支援を市と連携・協力して実施する地域、認定こども園、幼稚園及び保育園や学校、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

4. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても計画内容に見直しが必要となった場合には、計画を変更し、子ども・子育て支援の更なる推進を図ります。